額」のうち「外国税額控除」欄の当該市町村の額

e　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該市町村の額

f　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該市町村の額

γ　指定都市にあつては 8/6 、その他の市町村にあつては 1.000

D　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「市町村民税」、表頭「地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第４号又は第 314 条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に 1.000（ただし、特別区にあつては 1.174）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に 1.019 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

F　地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく当該年度の 5 月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該市町村の額

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 28 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「平成 29 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に 0.982 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

g ×（2/3）×（1/6）×（1/2）× 1.034

g ×（2/3）、g ×（2/3）×（1/6）、g ×（2/3）×（1/6）×（1/2）及び g ×（2/3）×（1/6）×（1/2）× 1.034 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　市町村税課税状況調第 3 表の表側「給与特徴に係る分」の表頭「特別徴収税額の内訳」のうち「所得割額」欄の当該市町村の額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（h ／ i）／ 126,487

算式の符号

h　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

i　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数

11　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G × 0.73575 － H × 0.73575

算式の符号

G　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「株式等に係る譲渡所得等分」のうち「小計」欄、「上場株式等の配当所得金額に係る分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄に係る当該市町村の額

H　改正前の省令第 31 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

のうち「調整控除額」欄の当該市町村の額に 1.016 を乗じて得た額

F　地方税法附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定に基づく当該年度の 5 月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c ／ d）／ 125,715

算式の符号

c　市町村税課税状況調第 59 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額分（超過税率課税分を含む）」欄のうち、「（B）について標準税率で算出したもの（超過税率課税分等を除いた額）」欄の当該市町村の額

d　市町村税課税状況調第 12 表の表側「市町村民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数